

第1回 化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と  
女性船員の就業制限についての検討会（議事概要）

1. 日時：令和7年12月24日（水）13:30～
2. 場所：国土交通省海事局第5会議室
3. 形式：対面、WEB 併用
4. 委員：委員名簿のとおり
5. 議題：（1）化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性の就業制限について  
（現状と本検討会での議論について）  
（2）アンケート調査について
6. 議事概要

〈検討会冒頭〉

- ・後藤課長より挨拶。  
近年、物質の多様化や国際的な潮流を受けて、陸上における化学物質関連の労働安全衛生規制が見直され、化学物質に関する危険・有害性の表示や通知が進んでいるところ、船員におけるその対応について検討すること、また、現行の船員労働安全衛生規則について、女性の就業を制限している点があるため、この点についても、陸上の規制を参考に、併せて見直しの検討をお願いしたい旨などを説明
- ・開催要項に基づき合意を得て、明治大学の小西委員を座長に選任。

（1）化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性の就業制限について

【説明事項】

- ・事務局から「【資料4】化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性船員の就業制限について」により、船員の化学物質の関係する災害の件数、近年の陸上の化学物質規制の動向、現状の船員の化学物質規制などについて説明。
- ・陸上と船舶どちらも見ている産業医である宮部委員より現状の化学物質規制について、海陸双方の現状等について説明。

陸上では、有機溶剤を使用している場合、SDS（安全データシート）からのリスクアセスメントを行った上で作業環境測定士による測定を行い、特殊健康診断、安全衛生教育についても責任者を指名のうえ行っている。船舶について株式会社商船三井の場合は、SDSの情報からリスクアセスメントの実施、保護具着用や、検知の対応を行っている。教育機会としては、入社時、作業前に航海士や機関士が責任者となっているもの、入社時のビデオによるeラーニングなどがある。

【質疑応答・意見】

（逸見委員）

- ・資料7ページ目上段3番目特殊健康診断について塗装作業に主眼を置いているのか、運送する貨物についても含まれているのか  
←（事務局）運送についても含まれる。ただし、運送については、現時点で措置済でありこの点変更不要と考えているため、本検討会においては、塗装に主眼を置いた資料にした。
- ・資料7ページ目のリスクアセスメントについて、【参考資料2】のようなマニュアルを作成する事となるかと認識しているが、委員として参加している、船員災害防止協会にて作成されるということでしょうか。

←（事務局）現時点で具体的に話は行っていない、本検討会において、マニュアルの落とし込みが適正であると結論ができれば、やり方について検討する予定。

（遠藤委員）

- ・マニュアルに関しては、現場の船員の一目で見てわかりやすい物にしていきたい。船上での作業は甲板部機関部のほか、フェリーのサービス部門など、多岐に渡るため、全ての船員をカバーできるようなマニュアルを作成していきたい。
- ←（事務局）【参考資料2】のようにシーン別で作成してくことを想定している。どのようなシーン別を作成するかについて、マニュアルを作成する課程で検討していきたい。

（玉井課長）

- ・7ページの安全衛生教育について、講習費用の負担が難しい事業者も居ることが想定されるため、配慮いただきたい
- ←（事務局）ご意見について理解。作業シーンが陸上に比べて限られるのであれば、もう少し絞り込んだ形で講習の受講内容を設定することや、講習のやり方についても検討の余地はあると思慮。

（川路委員）

- ・人体に影響のある有機溶剤を用いた塗装作業や危険物を扱う作業について、将来的に船員労働安全衛生規則の中の危険作業に含まれるようになるのか
- ←（事務局）陸上の規制の場合、リスクアセスメントというのが危険作業とは別で措置されている。そのため、単純に危険作業に追加するということではないと考えているただし、なんらかの義務をかける場合には船員労働安全衛生規則上で措置を行う事が適切ではないかと考えている。

（小野委員）

- ・陸上規制の作業環境測定について、法律に定められている有機溶剤50数種類あり、それらを屋内で使用する場合に対象になる。船では、頻度や種類が限られると思われることから、全てに網をかけることにはならないと思慮。
- ・リスクアセスメントについては、屋内、屋外問わず、危険と思われる作業について、規則にないところをカバーするというものであるため、見ようによっては厳しくなっているともいえる。
- ・特定化学物質については、屋内、屋外問わず規制がかかるが、船の場合、触れる頻度が少ない事を考えるとどのように落とし込んでいくか検討が必要だと考える。
- ・災害事例については、吸入事故が多いと思っていたが、皮膚や目に触れた事による災害が多いのではと思われ、そういったものに検討の中心をうつしていくのも必要かもしれない。
- ・作業環境における測定について、しっかりと決まったやり方で実施するよりは、有害物用の検知器具を使用して、アラートが鳴れば避難し、マスクを付けるといった方法もあると思う。  
検知器具の濃度測定の正確さが機器に依存するため、心配ではあるが、簡単な方法の測定方法を現場に持ち込むことができなにかとを考えている。
- ・参考資料2のマニュアルの最終ページに記載のあるGHSのマークについて、建設業界では特定のマークがあるときはこの保護具を付けるといった簡単なマニュアルで対応している。  
更に海外の労働安全衛生の研究所などでは、更に簡単な写真付きで防護具を着用して同じ格好になっているか、を確認するもっと簡単なマニュアルも存在するため、船上にあったマニュアルに落とし込むことが出来ればと思う。
- ・安全衛生教育について、船上で必要な物だけに絞ることの出来ると思われる。
- ・結論として、考え方はなるべくシンプルに初心者でもわかりやすく、嫌がらずに出来るという物を作ればと思う。

(内藤委員)

- ・タンク内作業について、弊社ではタンク内に入る際には換気を行い、内部の濃度が 1ppm 以下まで下げてから作業を行っている。基本的にはタンク内に物が残っていない前提で作業を行うが、この場合、女性就業制限のタンク内の清掃に当たるのか。
  - ← (小野委員) 基本的に 1ppm 以下であれば数種類の物質が混在していたとしても基準濃度には満たないと思われる。そのため、マスクの必要無い環境であると言えると思われる。
    - ただし、妊婦の場合などには運動学的な問題から閉所での作業がそもそもダメな可能性もあることには留意が必要。
  - ← (事務局) ご質問の背景として、タンク内等の清掃作業についての規制について詳細が曖昧であるために、個社の対応として、規則違反を恐れて女性について厳しい制限をかけてしまっていて、この点を何とかならないかということがあるのだと思う。妊産婦にはマスクをつけて呼吸がしづらくなるリスクがあるということもあり、マスクの必要な濃度下での制限を課している規制になっているが、基準が曖昧なことから、個社が過剰に制限している実態も出てしまうと思われるため、どのような場合であれば作業可能なのかなどについても明確化するという方向性もあると思われる。

(逸見委員)

- ・要望事項だが、内航船について 199GT から RORO 船のような船まで様々ある中で全て一律ではなく、船の規模などで制限やマニュアルの内容について同じ物で運用して良いかという点についても検討いただきたい。
  - ← (事務局) 基本的には作業シーン毎で見していきたいと考えている。
    - 船の規模によって明確な違いがあれば検討の余地があるとおもわれるが、基本的には船の規模が変わってもリスクに変わりはないため、頻度などによる分けが出るくらいではないかと思っはいるが。

(加藤委員)

- ・作業環境測定について、陸上制度をそのまま持ってくると 6 月に 1 度となるが、寄港が少ない外航船には難しいかもしれない。その点から事務局案を支持。
- ・今後の運用については、船員のわかりやすいシンプルなものとなることを望む。
- ← (事務局) ご要望について承知した。

(宮川委員)

- ・全般的な話だが、有機溶剤・特定化学物質の対象は 100 程度、一方リスクアセスメント対象物質は 2000 以上に今後も増えていくと思われる。
  - それぞれ、対象物質が異なるということについて、年頭に置きながら検討していく必要がある。
- ・妊産婦については、妊婦がマスクをするという行為自体がリスクというのがキーポイントであるため、化学的根拠に基づいて議論したい。
  - ← (事務局) 化学的な観点ということだと、陸上の検討の先をいくことは想定していないため、陸上ルールを踏まえて、いかに船に落とし込むかと言う点で検討していきたい。

(遠藤委員)

- ・今回想定している「船員」には妊婦も含まれるのか
  - ← (事務局) 含まれる。

(大山委員)

- ・現在の規制上、妊娠が発覚した時点で下船することが決まっているが、妊婦に関して規制を行う必要があるのか
  - ← (内藤委員) 同意見、ルール上、妊娠が発覚した時点で下船しなければならない

のに妊婦に関する規制があるのは不自然。

←（事務局） 妊娠が発覚したら下船しなければならないというのは船員法第 87 条にある原則の関連となるが、当人が申し出た場合などの例外もある。また、船員労働安全衛生規則においては危険・有害業務についての就業制限として、妊産婦と一般女性を分けている。危険・有害業務の一つである化学物質関連業務については、妊産婦一般女性が一括りになっているため、妊産婦についても触れてしまうが、本検討会の主眼は妊産婦以外の女性の就業制限であることを理解いただけると幸い。

## （2）アンケート調査について

### 【説明事項】

- ・事務局から「【資料 5】アンケート調査（案）」により、現状把握のためのアンケート調査を業界に対して行う旨及びその内容について説明

### 【質疑応答・意見】

（川路委員）

- ・設問 20 番の安全教育について、有益なデータを取るために SDS の活用やリスクアセスメント、保護具の使用、検知器具による検知方法といった、より具体的な内容を付記した上で質問するのは如何でしょうか。  
←（事務局） 質問内容へ追加いたします。

### 〈検討会末尾〉

- ・事務局より連絡事項伝達。  
次回の検討会については、事務局にてアンケート調査結果を取り纏めた上で、2026 年 2～3 月に実施予定。